

資料3. 住宅用太陽光発電の買取方法に ついて



平成24年4月11日
資源エネルギー庁

- 住宅用太陽光発電についての買取は、再生可能エネルギー特措法の国会審議において、余剰買取を継続するとの方針が繰り返し確認されている。

【住宅用太陽光発電に係る買取方式に関する国会審議（例）】

<平成23年7月27日 衆議院・経済産業委員会より>

近藤三津枝（自民）議員

経済産業大臣、住宅からの買い取りは、（中略）全量買い取りではなく、（中略）余剰買い取りのままにするつもりなのか。端的に御答弁ください。

海江田万里 経済産業大臣

（前略）家庭の太陽光パネルによって行われる発電につきましては、まさに自民党政権の時代に、（中略）特に太陽光発電のような場合はなかなかこれが立ち上がってこない、供給されてこないということを埋めるために、太陽光発電について、とりわけ自家用の発電について、余っているものを買いましょうということになったのではないだろうかというふうに理解をしております。そういう形で、せっかく皆様方が汗をかいてそういう法律をつくってくださったわけで、そして、実際にこれまで何年かそういう制度でやってきたわけでございまして、その方々の期待値と申しますか、これから先もそういう形での買い取りが進むであろうという期待がございしますので、それを一気に奪い去ってしまうことはなかなか難しいということが一つの原因になっておろうかと思えます。もちろん、そのほかに、国民負担の総額を抑えなければいけないとか、それから、そういう形で、まず御自分で使っていただく、余ったものを売っていただくということになれば、御自宅では、それぞれの御家庭では節電意識に努めることになろうかと思えますので、そういうこともございます。それから、各戸での配線変更など制度変更による利用者の混乱を回避するなど、幾つかその他の意味合いもございます（後略）。

近藤三津枝（自民）議員

つまり、海江田大臣、家庭からの買い取りは、家庭で使用して余った電力、すなわち余剰電力を買い取る方針であるということを確認させていただいていいわけですね。（中略）今回の法案は家庭からの買い取りについては余剰買い取り制度であるということをしつかりと国民に伝えていただきたいと思えます。

<平成23年7月27日 衆議院・経済産業委員会より>

望月義夫（自民）議員

これを全量固定価格買い取り制度に移行する理由というのは先ほどから幾つかございましたけれども、それとともに、全量買い取り制度に移行すると言いつつも、住宅用太陽光発電に関しては、全量買い取り制度とせずに余剰電力買い取り制度を維持する。普通だったら、法律を変えれば大体みんな一緒の形にするのではないかなと思うんですけども、そこら辺について、大臣の見解。政務官ですか、どうぞ。

中山義活 経済産業大臣政務官

（前略）今、新しいパネルをつくって二百万円程度ですが、これも補助金は出ます。（中略）すぐにやるためには、余剰買い取り制度が御家庭では一番いいのではないか。（後略）

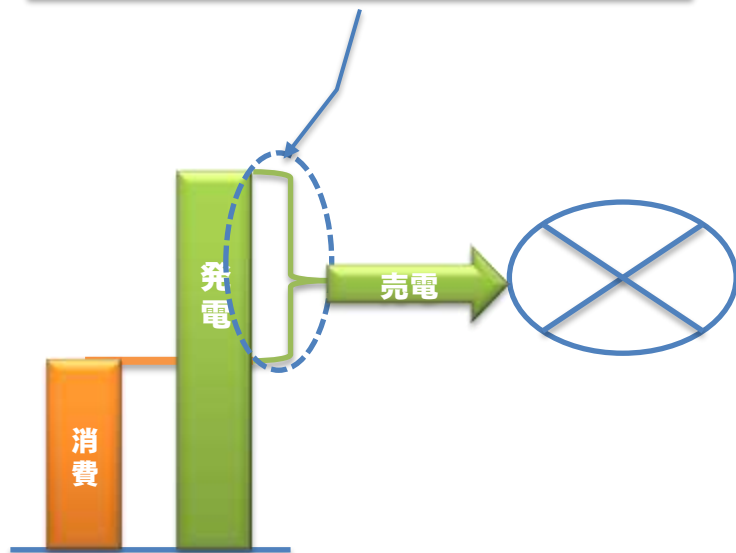
望月義夫（自民）議員

余剰と全量というのは、全量買い取り制度ということになると、これは一回全部買って、電力会社が各家庭に売ることになりますから、国民にとってはこの方が高くつくわけですよ。使った分だけなくなれば余剰ですから、本当は、要するにその分だけ買えばいいんですから。その分だけ高くなるんですから。実際にはそういうことではないかなと思います。さまざまな考え方がありますがけれども、私の方が答えを言ってしまうようなおかしい話なんですけれども。要するに、我々としてはなるべく国民に負担をかけないような制度で、各家庭の余剰電力というのは残すということがいいのかなと思います。（後略）

- 前ページにおける余剰買取を継続すべきとの意見には、全量買取とするとサーチャージの国民負担が増加するとの理由によるものがある。
- 実際に、全量買取の場合では、各家庭が自家消費せずに売電した太陽光発電の価格と、電力会社から買ってきた電気の価格の差額分が、電力会社から見れば追加的な負担となり、その分がサーチャージに転嫁されるため、サーチャージ額が増加する。
- サーチャージ額は、余剰買取の場合と比べ、約2～3割程度増加（仮に現時点で余剰買取を実施している住宅（約90万世帯）すべてが全量買取に移行すると、年間200～300億円程度サーチャージが増加）。

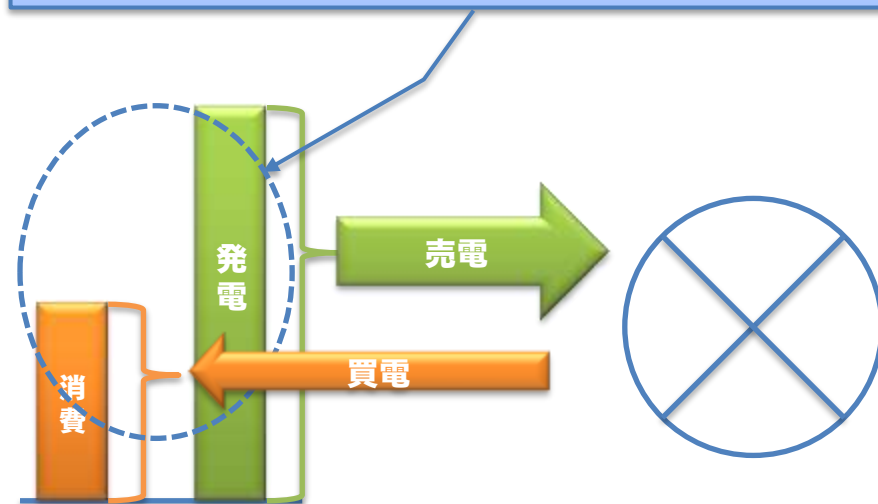
【余剰買取の場合】

$$\text{サーチャージ} = \text{余剰電力分}$$

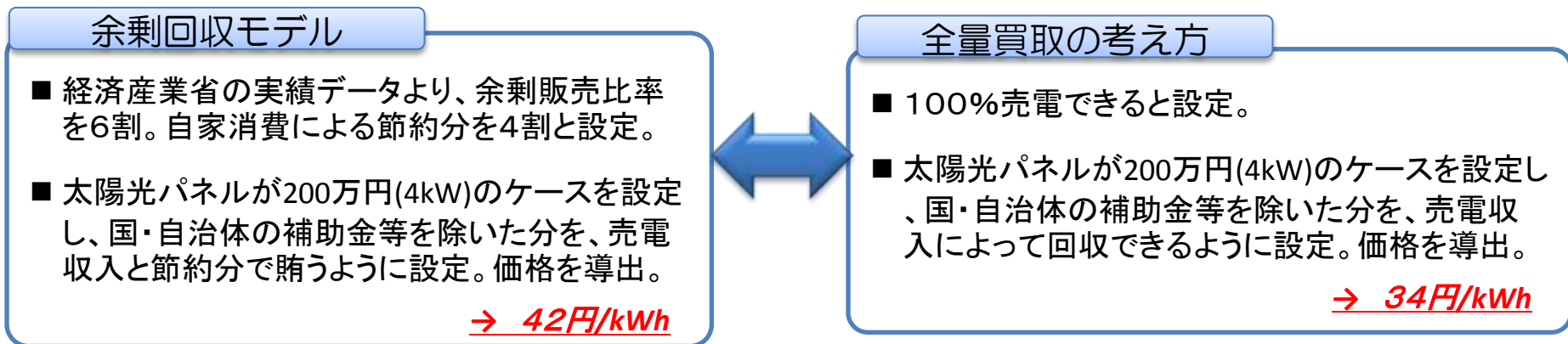


【全量買取の場合】

$$\text{サーチャージ} = \text{余剰電力分} + \text{自家消費分の差額収入}$$



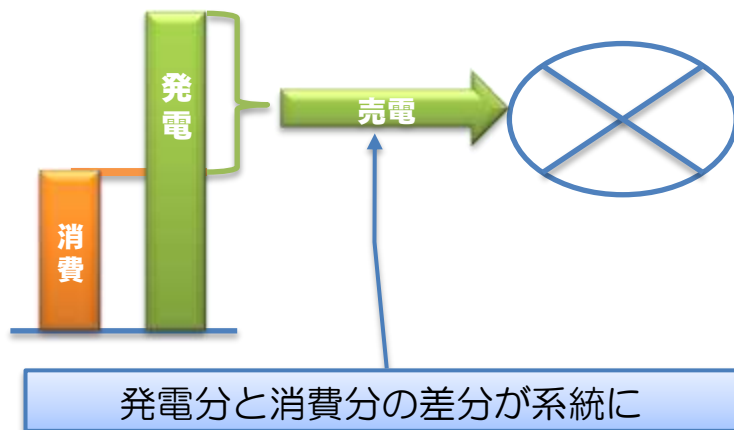
- 余剰買取の場合、買取価格は自家消費分が4割、売電分が6割という前提で計算しており、全量売電する場合よりも買取価格は高くなっている。
- 200万円の太陽光パネルのコスト回収を想定し、現状の余剰買取の価格は住宅用で**42円/kWh**であるが、全量買取の場合、発電分を100%売電する前提で価格設定を行うため、これが**34円/kWhまで大幅に下がる**こととなる。
- こうした低めの価格設定は、太陽光発電の導入する消費者にとって、ディスインセンティブになるおそれがある。



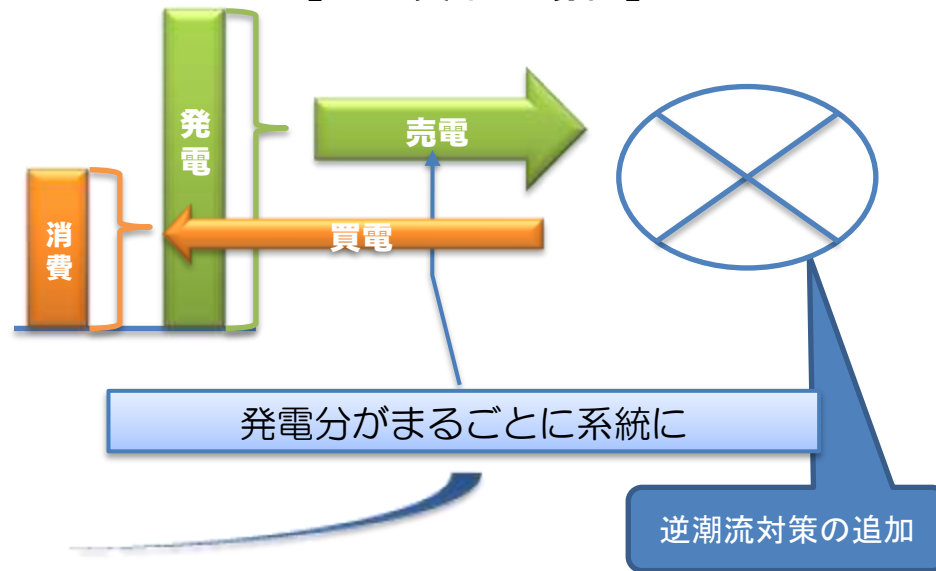
【余剰回収モデル】	国や自治体の補助制度等 約55万円	電気料金節約額 (10年間の合計) 約40万円 <small>4kW × 1050時間/年 × 4割 × 24円 × 10年 = 40万円</small>	余剰電力の売電収入 (10年間の合計) 約106万円 <small>4kW × 1050時間/年 × 6割 × 42円 × 10年 = 106万円</small>
【全量回収モデル】	国や自治体の補助制度等 約55万円	発電電力量のすべてを売電することによる収入 (10年間の合計) 約145万円 <small>4kW × 1050時間/年 × 34円 × 10年 = 143万円</small>	

- 全量買取の場合、全発電量がいったん系統に逆潮流してくるため、太陽光発電による発電量が同じまでも、余剰買取の場合より系統への負担が増えることとなる。
- このため、逆潮流対策コストが増加するほか、太陽光発電の導入が進んでいった場合、系統容量の不足に陥る心配が強まる。
- 実際のところ、ドイツでは逆潮流が増え、その対策コストが無視できなくなったため、これを修正するために自家消費を促す制度に変更を行った。このように逆潮流による系統対策コストは無視できない。

【余剰買取の場合】



【全量買取の場合】

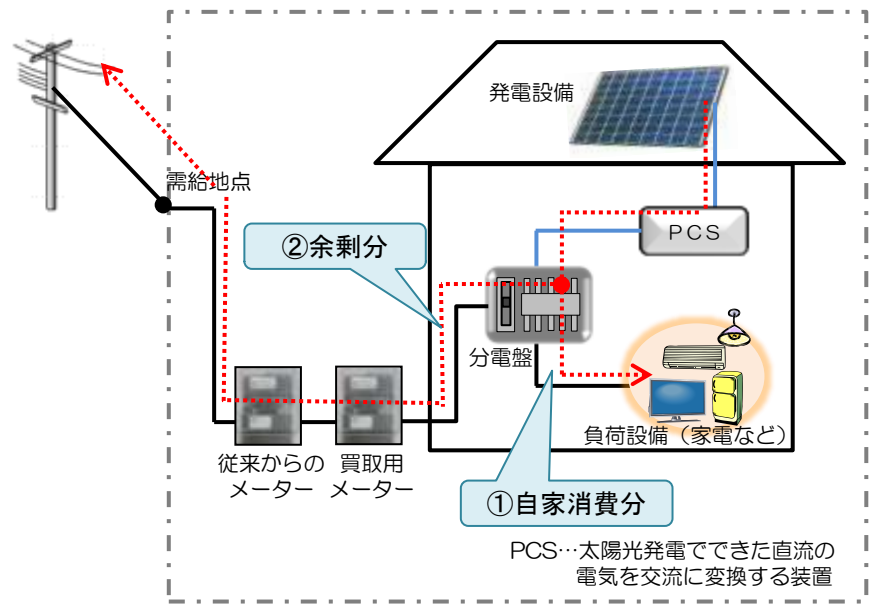


参考：ドイツの自家消費インセンティブ

ドイツでは、太陽光発電の急増によって系統への逆潮流が急速に拡大したため、発電した電気の自家消費（余剰化）を奨励するため、売電した場合との差額の一部を、家庭に還元する仕組みを2009年に導入。さらに、現在、この自家消費インセンティブを廃止し、小規模な太陽光発電については発電した電力量の85%のみを買取ることとすることで、残余の発電量については自家消費を促すという案を政府が連邦議会に提案中。

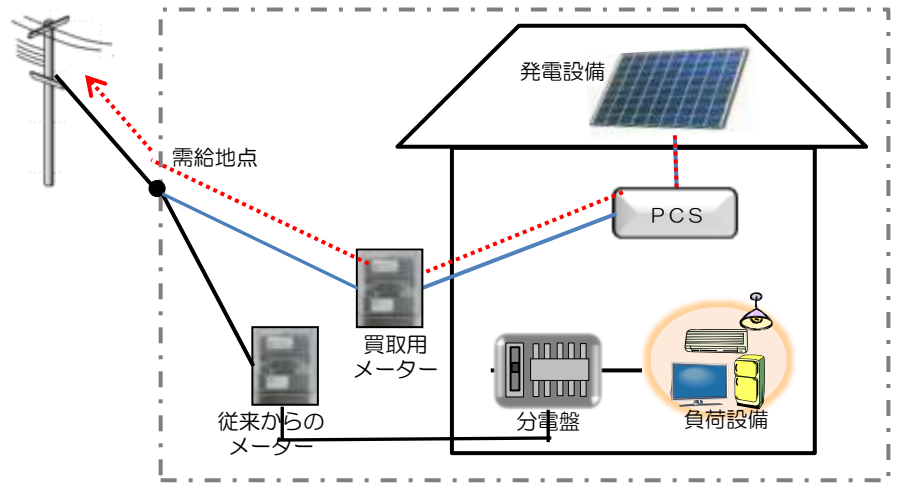
- 現在、余剰買取を実施している場合、太陽光で発電された電気は分電盤を経由し、自宅内の設備に電力が供給される配線構造となっている。
- これを発電した分を100%売電させようとする、分電盤を経由しない形に配線構造を変更する必要があり、電力会社にヒアリングしたところではこの配線工事に10万円程度要する。
- 仮に、既に余剰買取を実施している住宅（約90万件）すべてが全量買取に移行しようすると、この配線工事に要するコストが日本全体で900億円程度発生する。

【余剰買取に対応する配線】



- 発電設備により発電された電気は、自宅内の負荷設備（家電など）にて消費を行い(①)、自家消費せずに余った電気を電気事業者が購入(②)。

【全量買取に対応する配線】



- 発電設備により発電された電気は、別回線で直接電力会社に売電。自らの使用電気は、従来からの配電線を利用。